

監査委員公表第 2 号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成27年2月26日

寒川町監査委員 竹 井 龍一郎
同 黒 沢 善 行

- 1 監査の期間
平成27年2月5日から2月20日
- 2 監査箇所
教育委員会 教育総務課 学校教育課
- 3 監査の対象
平成26年度（平成26年4月1日から平成27年1月13日）における予算の執行
財産管理等財務に関する事務の執行
- 4 監査の方法
各対象部課等から事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。
- 5 監査の結果
おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務執行において、留意すべき事項が見受けられた。

○軽微な留意事項
・口頭により指摘又は指導した。